（防衛省定員規則の一部改正）

第四条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一九、五一四人	うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。	本省	一九、四九七人	うち、二七人は、一般職の職員の定員とする。
防衛装備庁	一、四一〇人		防衛装備庁	一、四〇六人	
合計	二〇、九二四人		合計	二〇、九〇三人	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○防衛省令第四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

防衛大臣　河野　太郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第三（第十六条関係）

㈠　一般の服制　（略）

㈡　特別の服制

音楽隊の隊員の服制

改正後			改正前		
地質		黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	地質		黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
製式	襟	剣襟とする。両襟の上襟に濃紺色金属製の台地に金色金属製のたて琴の模様を施した金具をつける。	製式	襟	剣襟とする。両襟の上襟に濃紺色金属製の台地に金色金属製のたて琴の模様を施した金具をつける。
	肩章（海曹長以下に限る。）	黒ラシャの台地に金モール製のいかり及びたて琴をつけ、金線で縁をとり、襟側に金ボタン一個をつける。		肩章（海曹長以下に限る。）	黒ラシャの台地に金モール製のいかり及びたて琴をつけ、金線で縁をとり、襟側に金ボタン一個をつける。
	前面	ダブルとし、金色のボタン各四個を二行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。		前面	ダブルとし、金色のボタン各四個を二行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
	そで	長そでとし、両そでの下部に三条の手織又はしま織金線の飾線をつける。そで口内側に白色のカフスをつける。		そで	長そでとし、両そでの下部に三条の手織又はしま織金線の飾線をつける。そで口内側に白色のカフスをつける。
	その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。		その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
形状及び寸法は、図のとおりとする。			形状及び寸法は、図のとおりとする。		
第一種演奏服冬服上衣					

別表第三（第十六条関係）

㈠　一般の服制　（略）

㈡　特別の服制

音楽隊の隊員の服制

改正後			改正前		
地質		黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	地質		黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
製式	襟	剣襟とする。両襟の上襟に濃紺色金属製の台地に金色金属製のたて琴の模様を施した金具をつける。	製式	襟	剣襟とする。両襟の上襟に濃紺色金属製の台地に金色金属製のたて琴の模様を施した金具をつける。
	肩章（海曹長以下に限る。）	黒ラシャの台地に金モール製のいかり及びたて琴をつけ、金線で縁をとり、襟側に金ボタン一個をつける。		肩章（海曹長以下に限る。）	黒ラシャの台地に金モール製のいかり及びたて琴をつけ、金線で縁をとり、襟側に金ボタン一個をつける。
	前面	ダブルとし、金色のボタン各四個を二行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。		前面	ダブルとし、金色のボタン各四個を二行につける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
	そで	長そでとし、両そでの下部に三条の手織又はしま織金線の飾線をつける。そで口内側に白色のカフスをつける。		そで	長そでとし、両そでの下部に三条の手織又はしま織金線の飾線をつける。そで口内側に白色のカフスをつける。
	その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。		その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
形状及び寸法は、図のとおりとする。			形状及び寸法は、図のとおりとする。		
冬服上衣					